

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	広島県教育委員会
住所	広島市中区基町9-42
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	令和3年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	都道府県期間 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：9811)
事業の概要	地方教育行政

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任し、それらを中心に省エネ対策の検討・周知・実施に取り組んでいる。また、省エネ診断等により、各施設の省エネルギーへの取組強化を図っている。</p>
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	4,083 t-CO <sub>2</sub>	4,613 t-CO <sub>2</sub>	-13.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		4,613 t-CO <sub>2</sub>	-13.0 %
目標設定の考え方	令和元～令和3年度の間は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業活動の制限があり、著しい変動があったため令和4～6年度の平均値は令和元～令和3年度の平均値とした。		

\*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

\*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

\*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

\*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

\*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

\*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(\*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
都道府県機関	16.3	18.4	-12.9 %
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	原単位の指標は延床面積(千㎡)である。 令和元～令和3年度の間は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業活動の制限があり、著しい変動があったため令和4～6年度の平均値は令和元～令和3年度の平均値とした。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県グリーン購入法の基づいた物品調達。(環境配慮製品の優先購入)</li> <li>・省エネ高効率設備の導入。(LED照明, 空調インバータ化など)</li> </ul>
--

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(\*8)の活用等)

特になし
------

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

エネルギー管理の基本指針となる「管理標準」を作成する予定
------------------------------

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明の間引きや休憩時間中の消灯による点灯時間の削減</li> <li>・帰宅時のプラグ抜きなどによる待機電力の削減</li> </ul>
--

\*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

\*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。